

# 答 申 書

(答申第88号)

平成25年8月2日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事(以下「実施機関」という。)が一部公開決定をしたことは、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年5月28日付けで、福井県情報公開条例(平成12年条例第4号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射線物質の拡散予測について、同県から情報提供された文書・資料の全部

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年6月11日付け危第558号による公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

[本件処分の内容]

	文書No.	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	対象公文書1	Layer 1 NAI [2] [2]=0515	分布図(表題、凡例および滋賀県の区域の部分を除く。)	条例第7条第7号に該当 (滋賀県および福井県が行う防災対策に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
2	対象公文書2	Layer 1 NAI [2] [2]=0216		
3		第2回滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しにかかる検討委員会(平成23年9月14日)資料		
4	対象公文書3	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 最高濃度分布図(美浜発電所)	分布図(表題、凡例および滋賀県	条例第7条第7号に該当 (滋賀県および福井県が行
5	対象公文書4	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 基準超過出現回数分布図(美浜発電所 50mSv以上出現頻度)		

6	対象公文書 5	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 基準超過出現回数分布図 (美浜発電所 100mSv 以上出現頻度)	の区域の部分を除く。)	う防災対策に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
7	対象公文書 6	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 最高濃度分布図 (大飯発電所)		
8	対象公文書 7	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 基準超過出現回数分布図 (大飯発電所 50mSv 以上出現頻度)		
9	対象公文書 8	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測 甲状腺被ばく等価線量 基準超過出現回数分布図 (大飯発電所 100mSv 以上出現頻度)		
10		滋賀県地域防災計画原子力災害対策編の見直し検討状況		
11		<参考資料>確率的影響リスクを低減するための防護措置及びその他の対応措置に対する一般基準		
12		第3回滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しにかかる検討委員会(平成23年11月25日)資料		

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年6月20日、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年8月24日付け危第871号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書および意見書の中で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

異議申立人は、平成24年5月28日、処分庁に対し、条例に基づき、「福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射性物質の拡散予測について、同県から情報提供された文書・資料の全部」の公開を請求した。

処分庁は、平成24年6月11日、上記請求に係る公文書のうち、対象公文書1から対象公文書8までの分布図（表題、凡例および滋賀県の区域の部分を除く。）については、「滋賀県および福井県が行う防災対策に係る事務に関する情報であって、公にすることより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」条例第7条第7号に該当するとの理由でそれぞれ非公開処分をした。

しかし、上記対象公文書はいずれも本条例第7条7号には該当せず、仮に該当するとしても同条1号ロ「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するので、上記対象公文書を非開示とする上記処分は違法なものである。

上記対象公文書は、福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射性物質の拡散予測に関する文書であり、原子力発電所の過酷事故の際の県民の避難方法等、災害時における緊急の対処および災害に対する未然の防止策等を考える上で公にすべき情報である。

滋賀県からデータ提供を受けた大阪府は、平成24年3月に自主的に同府分を公開し、また、京都府は情報公開請求に対して公開している。しかし、大阪府および京都府に支障が生じたという情報はない。

### 第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている非公開の理由は、要約すると次のとおりである。

#### 1 本件公文書の内容

本件公文書（第2の2の表の1から12までの公文書をいう。以下同じ。）は、滋賀県が作成し、滋賀県が平成23年9月14日に開催した「第2回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会」の開催前、また、平成23年11月25日に開催した「第3回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会」の開催前に、それぞれ滋賀県の担当者から本県担当者あてにメールで資料が送付されたものであり、これを紙に出力し、「各県資料」を集めたファイルに保管している。

なお、9月14日の第2回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに係る検討委員会の前に送られた資料は、前提や条件等も全く分からない内容のものである。

11月25日の第3回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに係る検討委員会の前に送付があった資料は、本県に設置してある原子力発電所で、福島第一原子力発電所の事故と同程度の放射性物質が放出された場合に、どの程度拡散するかについて予測したものであり、滋賀県における防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲など滋賀県地域防災計画の見直しの参考とするものである。

なお、拡散範囲を示す地図には本県も含まれている。

## 2 本県の原子力防災対策の状況

本県は、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大を防止するための措置等を定めた「福井県地域防災計画（原子力防災編）」を昭和44年に策定し、以降、随時修正を行っている。

現行計画では、国の原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」に示される「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」に基づき、原子力事業所から概ね半径10km圏内を防災対策が必要な地域の範囲としている。

一方、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質の拡散が半径10kmを大幅に越え、広範囲に、かつ長期に及んだことを踏まえ、現在、福井県地域防災計画原子力防災編検討委員会や同住民避難部会などを開催し、地域防災計画の見直しに向け検討を進めているところである。

## 3 滋賀県が実施した大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測について

滋賀県では、主に光化学スモッグを対象とした大気シミュレーションを活用し、福島第一原子力発電所事故と同程度の放射性物質が放出された場合、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日の拡散予測を行ったものであり、この結果をもとに滋賀県は、平成24年3月に「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定した。

本県としては、滋賀県が独自に行ったこのシミュレーションの結果ならびに放射性物質の放出量、気候条件等の前提条件および大気シミュレーションシステムについて信頼性があるものかどうか判断できない。

また、滋賀県においては、国の放射性物質の拡散予測をするためのSPEEDI等の他の予測システムとの比較検討なども行われておらず、滋賀県が発表した結果の正確性については確認できていない状況である。

## 4 本件公文書の非公開決定理由

今回公開請求の対象となっている大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測に関する文書は、滋賀県が平成23年9月と11月に開催した第2回およ

び第3回の「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会」において、滋賀県の部分のみを公表したものである。

その後、京都府においても情報公開請求を受け、京都府は、京都府の区域についても公開したところである。なお、本件処分時においては、京都府が京都府の区域を公開した事実を把握していなかった。

福井県には、全国最多の原子力発電所が立地し、発電所に近接して居住する住民も多数存在する。原子力発電所の安全対策や原子力防災対策は、立地県である福井県の最重要課題であり、県民の大きな関心事となっている。

このため、福井県としては、これまで、国が示し、あるいは県が直接確認した科学的・合理的なデータに基づき、県が責任を持って県民に説明することが重要であるという認識に立って、原子力防災対策などの原子力行政を進めてきたものである。この点において、立地県でない滋賀県等他の隣接府県とは全く異なる姿勢であると考えている。

今回、滋賀県が作成した拡散予測は、国の事故想定に基づいた予測ではなく、一自治体である滋賀県が独自に設定した条件の下に行ったシミュレーションの結果を表示したものにすぎず、また、本予測結果は、滋賀県の影響が大きくなる日の風向き、風速等を選定して作成しているが、その日の風向き等が福井県にとって影響が大きいものなのか、小さいものなのかは不確定であるなど、その結果の信頼性や正確性も不明であり、福井県として責任を持って県民に説明できるデータでは到底あり得ない。

このため、福井県の区域の拡散シミュレーション結果を公開すると、その結果が一人歩きし、特に、当該予測結果において放射性物質が拡散されることを示された地域の県民に必要な不安と混乱を与えるおそれがある。

また、当該前提条件で拡散のないとされた地域の県民が、地域防災計画が策定される前の段階で逆に安心してしまい、正確な情報に基づいた的確な避難などの行動が取れなくなったり、不確定な情報のもとに、該当土地の地価の下落等の社会的混乱が生じるおそれがあるなど、新たな問題を生じさせてしまい、福井県が進めようとしている適正かつ円滑な原子力防災対策に大きな支障と混乱を来たすことが危惧される。

福井県としては、福島第一原子力発電所事故の正確な知見を踏まえた、責任あるデータに基づき、事故想定や放射性物質の拡散予測を行うことが、より実効性のある防災対策につながるものと考えており、国が今年度実施する各原子力発電所における放射性物質の拡散予測に基づいて、防災対策を講ずべき範囲等の防災対策の見直しを検討することとしている。

しかし、滋賀県が作成した福井県の区域の拡散シミュレーション結果の公開により、県民の中に不安や混乱が生じている状況では、福井県が上記のように科学的根拠に基づき地域防災計画を作成し、県民に対して説明を行っても、不要な誤解を招いたり、十分な理解を得られない等の影響が生じ、実効性のある防災計画を作成するという当該事務の適正な遂行に大きな支障が生じるおそれがある。

このようなことから、当該非公開情報のうち福井県の区域に係る部分は、福井県

の原子力防災対策に係る事務に関する情報であって、公にされることにより、上記で述べたように、当該事務の適正な遂行に大きな支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当する。

一方、福井県のみならず、滋賀県以外の近隣府県の拡散シミュレーションの公開については、滋賀県が近隣府県と意見調整した結果、滋賀県以外の区域の拡散シミュレーションを公表しないことを決定し、滋賀県の地域防災計画の見直しに係る検討の際に滋賀県の区域のみを公表したものであることから、福井県が滋賀県以外の区域を公開することは滋賀県の行った判断に反するものである。このため、福井県が滋賀県以外の区域の拡散シミュレーションの結果を公開した場合には、滋賀県が他の近隣府県と協力して原子力防災対策を進める上で、他府県の協力や理解が得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあるとともに、福井県と、滋賀県を含む近隣府県との関係悪化も生じ、福井県が原子力防災対策を進める上での他府県の協力や理解も得られなくなるなどの悪影響が生じるおそれもある。

したがって、こうした面においても、当該非公開情報は、滋賀県および福井県の原子力防災対策に係る事務に関する情報であって、公にされることにより、上記で述べたように、当該事務の適正な遂行に大きな支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当する。

したがって、本件処分は妥当である。

また、異議申立人は、異議申立ての理由として、当該非公開情報は条例第7条第1号ロ「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとしているが、条例第7条第1号ただし書ロは、個人情報の保護に関する規定の例外規定として規定されているものであり、当該非公開情報は個人情報ではないために、この規定によって公開する理由には該当しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分について

本件処分は、福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射線物質の拡散予測について、同県から情報提供された文書・資料について特定した公文書のうち、対象公文書1から対象公文書8までに記載された非公開部分（以下「非公開部分」という。）が条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開とする内容の一部公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、非公開部分は条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当しないものであり、福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射性物質の拡散予測に関する文書で、県民の特に災害時における緊急の対処および災害に対する未然の防止策等を考える上で公にすべき情報である

と主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件公文書の取得経緯と公文書該当性について

実施機関は、本件公文書は、滋賀県が作成し、滋賀県が平成23年9月14日に開催した「第2回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会」の開催前、また、平成23年11月25日に開催した「第3回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会」の開催前に、それぞれ滋賀県の担当者から本県担当者あてにメールで資料が送付されたものであると説明している。

本来、このように一方的に送付された文書については、それを受け取った者に対しては、文書の内容について、条例前文に規定する説明責務は求めようがなく、文書を作成した滋賀県にその説明責務があることは明らかであって、本件文書も滋賀県が公開を求める国民に対して直接説明すべきものである。

しかしながら、実施機関では、メールで送付された資料を紙に出力し、各県の地域防災計画の見直し状況について情報収集する業務の一環として、担当者がファイルに綴って保管しており、本件文書は、実施機関の職員が職務上取得し、当該実施機関が管理しているものとして公文書該当性を認めざるを得ないと思われる。

## 3 条例第7条第7号該当性について

非公開部分が条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当するかを検討する。

### (1) 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、公開しないことを定めている。

実施機関は、非公開部分が滋賀県および福井県が行う防災対策に係る事務執行情報に該当し、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当すると主張していることから、以下に、まず、福井県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて、福井県の区域の非公開部分と福井県の区域以外の非公開部分とに分けて検討し、その次に、滋賀県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討することとする。

なお、実施機関からの諮問で求められている内容は、本件処分の取消しを求める異議申立てに対して実施機関が決定をするに当たっての当審査会の意見であるので、本件処分当時における実施機関を取り巻く状況や実施機関が行った判断の妥当性について検討する。

### (2) 福井県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて

#### ア 福井県の区域の非公開部分について

まず、福井県の区域の非公開部分に対する実施機関の判断について検討する。



実施機関から本件公文書の提出を受け、非公開部分を確認したところ、美浜原子力発電所および大飯原子力発電所に係る放射性物質の拡散予測が凡例に従って図示されていることが確認できた。

本件処分の時点において、実施機関は、福島第一原子力発電所事故の知見を反映した国の放射性物質拡散予測が平成24年度内に示されれば、その予測を参考として地域防災計画を策定したいと考えていたことが実施機関の説明の中でうかがえる。

また、一般的には、放射性物質の拡散予測を参考情報として活用し、原子力発電所事故が起こった際の避難計画等の地域防災計画を策定する必要があると考えられ、このため放射性物質の拡散予測は、避難計画等の地域防災計画を策定する上で、極めて重要な位置付けにあるとともに、正確で信頼に足りるものであることが自ずと要求されるものと考えられる。

そうすると、本件処分の時点において、実施機関が国の放射性物質拡散予測が示されるのを待って避難計画等の地域防災計画を策定しようとしている時に、それに先立って、実施機関が滋賀県から提供された拡散予測図を公開した場合、当該予測結果は、国の事故想定に基づく予測ではなく、滋賀県に影響が大きくなる日の風向き、風速等を選定するなど滋賀県が独自に設定した条件の下に行ったシミュレーションの結果であることなどから、当該予測結果において放射性物質が拡散することを示された地域の住民に必要以上に誤解や憶測に基づく不安と混乱を与えたり、逆に、当該予測結果において拡散のないとされた地域の住民に安心感を与えたりするおそれがあると認められる。

その結果、その後に実施機関が国の予測に基づいて地域防災計画を作成し、県民に対して説明を行っても、不要な誤解を招いたり、十分な理解を得られない等の影響が生じ、実効性のある地域防災計画を作成するという当該事務の適正な遂行に大きな支障が生じるおそれは否定できず、そういった意味で地域防災計画の作成事務に支障をきたすおそれがあり、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当すると実施機関が判断したのもやむを得ないものと考えられる。

特に、福井県は、近隣府県と異なり、原子力発電所の立地県であり、原子力発電所の事故の際の対応も近隣府県とは大きく異なること、滋賀県は自県の影響が大きくなる日を設定して放射性物質の拡散予測を行っているが、府県をまたいだ広域避難計画を策定する際には、同一の方法や条件により各府県の予測に整合性を持たせる必要があると考えられること、さらには、実施機関は条例第7条第7号（事務執行情報）により一部非公開とする判断を行っているが、当該情報を公にすることにより、あたかも確定した拡散予測であるかのような印象を県民に与え、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を与えるおそれがあることから同条第6号（審議・検討情報）にも該当する余地があるとみられることも併せ考えると、住民に必要以上の不安と混乱または逆に安心感を与えてしまうという実施機関の懸念は否定しがたいものがあり、実施機関が行った当時の本件処分の判断は首肯できるものである。

イ 福井県の区域以外の非公開部分について

次に、福井県の区域以外の非公開部分に対する実施機関の判断について検討する。

実施機関から本件公文書の提出を受け、非公開部分を確認したところ、美浜原子力発電所および大飯原子力発電所に係る放射性物質の拡散予測が凡例に従って図示されていることが確認できた。

滋賀県は、地域防災計画策定のための検討会において、滋賀県以外の区域に関する予測は、滋賀県が近隣府県と調整の上、公開すべきではないと判断したことから、当該部分を白紙とする形で会議資料を作成し、公表していることが実施機関から提供された資料で認められる。

また、福島第一原子力発電所の重大事故において住民が広域避難を余儀なくされたことを考慮すると、実施機関においても本県原子力発電所の万一の重大事故に備え、県を超えた広域避難も視野に入れて考えていく必要があり、そのため、近隣府県相互間で意見交換・調整を今後図っていく必要性は十分予想できる。

本件処分当時の状況から判断すると、実施機関が滋賀県が公開していない滋賀県以外の近隣府県の区域を公開した場合には、実施機関が今後、近隣府県も対象とした広域避難計画等の防災対策を検討していく上において、このことが原因で近隣府県の協力や理解を得られなくなるのではないかとの考えから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当すると判断したことは、実務上想定されうる支障であると考えられ、やむを得ないものと判断する。

また、本件処分の時点において、滋賀県から提供された予測図のうち本県の区域以外の予測結果を公開した場合、本県の区域に係る予測結果を公開した場合と同様に、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を与えるおそれがあることは否定できないことから条例第7条第6号（審議・検討情報）にも該当する余地があるとみられることも併せ考えると、実施機関が行った当時の本件処分の判断は首肯できるものである。

なお、本件処分時に滋賀県以外の近隣府県の一部（大阪府、京都府および岐阜県）が既に自府県の区域について公開していたことが後に確認できた。しかしながら、実施機関は、本件処分当時にその事実を認識しておらず、当該3府県の区域についても非公開とした当時の判断はやむを得なかったものと考えられる。

(3) 滋賀県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて

福井県の区域および福井県の区域以外の非公開部分を公開することにより、福井県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない以上、滋賀県の事務の遂行にも支障が生じると実施機関が主張している部分に対しては、当審査会としては判断しない。

#### (4) その他

また、異議申立人は、異議申立ての理由として、非公開部分は条例第7条第1号ただし書口に掲げる「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。しかし、同号ただし書のイからハまでは、個人情報が原則として非公開情報であることに対して例外として公開すべき個人情報を定めた規定であるところ、非公開部分は個人情報ではないことから、同号ただし書口は、本件で公開すべき根拠となる条文にはならない。

#### 4 まとめ

以上のことからまとめると、非公開部分は、条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当し、一部公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

#### 5 付言

原子力発電所に重大な事故が発生し、放射性物質が放出された場合にどの程度拡散するか予測について、国は、平成24年10月24日、全国の原子力発電所ごとの放射性物質の拡散シミュレーションを道府県が地域防災計画を策定するに当たっての参考情報として公表している。

福井県においては、地域防災計画（原子力災害対策編）について、災害対策の重点地域を原子力発電所の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大し、住民の避難先等を盛り込む内容の改定を7月18日に行ったところである。

実施機関においては、このような地域防災計画の策定状況等も踏まえ、今後とも適時適切な情報提供に努めるよう期待するものである。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審査の経過
平成24年 8月24日	・ 諮問書の受理
平成24年 8月29日	・ 審議（第1回）
平成24年 9月19日	・ 審議（第2回）
平成25年 2月18日	・ 審議（第3回）
平成25年 3月27日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第4回）
平成25年 4月19日	・ 審議（第5回）
平成25年 5月20日	・ 審議（第6回）
平成25年 6月12日	・ 審議（第7回）
平成25年 7月10日	・ 審議（第8回）
平成25年 8月 2日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

[第2回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
相 木 玲 子	
川 村 一 司	
四 戸 友 也	会長職務代理者
清 水 和 邦	会 長
福 永 迪 代	

[第3回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	
四 戸 友 也	会長職務代理者
清 水 和 邦	会 長